

令和5年

第3回伊是名村議会臨時会会期日程

会 期 1日間

自 令和5年7月13日

至 令和5年7月13日

月 日	曜日	会議、休会、その他
7月13日	木	本会議(開会、議案審議、閉会)

(議決結果)

令和5年第3回伊是名村議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第41号	工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(建築)」	令和5年7月13日	原案可決
議案第42号	工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(電気設備)」	〃	原案可決
議案第43号	工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(機械設備)」	〃	原案可決
議案第44号	工事請負契約について「定住促進住宅(内花地区)2号棟建築工事(R4繰)」	〃	原案可決
議案第45号	工事請負契約について「伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事(R5)」	〃	原案可決
議案第46号	工事請負契約について「消防団活動拠点施設建築工事」	〃	原案可決
議案第47号	工事請負契約について「内花区地域活動拠点活性化施設新築工事」	〃	原案可決
議案第48号	工事請負契約について「内花区地域活動拠点活性化施設電気設備工事」	〃	原案可決
議案第49号	村長、副村長及び教育長の給料月額の特例に関する条例	〃	原案可決

令和5年第3回伊是名村議会臨時会会議録 第1号				
招集年月日	令和5年7月13日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和5年7月13日	14時45分	議長 潮平そのみ
	閉会	令和5年7月13日	16時27分	議長 潮平そのみ

議員の出席及び欠席

出席8名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	高良真伊	出席	8	伊禮正徳	出席
2	東江清和	〃	9	潮平そのみ	〃
3	伊禮正隆	〃			
5	東江源也	〃			
6	上原長良	〃			
7	前川秀和	〃			

会議録署名議員

7番	前川秀和	8番	伊禮正徳
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	兼元清永	臨時書記	呉屋茜
--------	------	------	-----

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	奥間守	農林水産課長	神田宗秀
副村長	高良和彦	建設環境課長	濱里篤
教育長	照屋巧	教育振興課長	東江隆路
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	前田秀光	商工観光課長	末吉長吉
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議録署名議員の指名
会期の決定
工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(建築)」
工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(電気設備)」
工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(機械設備)」
工事請負契約について「定住促進住宅(内花地区)2号棟建築工事(R4 繰)」
工事請負契約について「伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事(R5)」
工事請負契約について「消防団活動拠点施設建築工事」
工事請負契約について「内花区地域活動拠点活性化施設新築工事」
工事請負契約について「内花区地域活動拠点活性化施設電気設備工事」
村長、副村長及び教育長の給料月額の特例に関する条例

令和5年第3回伊是名村議会臨時会議事日程（第1号）

1. 開 議 午後2時45分

2. 付議事件及び順序 令和5年7月13日（木）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第41号	工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(建築)」
4	議案第42号	工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(電気設備)」
5	議案第43号	工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(機械設備)」
6	議案第44号	工事請負契約について「定住促進住宅(内花地区)2号棟建築工事(R4線)」
7	議案第46号	工事請負契約について「消防団活動拠点施設建築工事」
8	議案第47号	工事請負契約について「内花区地域活動拠点活性化施設新築工事」
9	議案第48号	工事請負契約について「内花区地域活動拠点活性化施設電気設備工事」
10	議案第45号	工事請負契約について「伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事(R5)」
11	議案第49号	村長、副村長及び教育長の給料月額の特例に関する条例



議長（潮平そのみ）

ただいまから令和5年第3回伊是名村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、8人です。

これから本日の会議を開きます。 （午後2時45分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番前川秀和議員、及び8番伊禮正徳議員を指名します。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日7月13日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日7月13日の1日間と決定いたしました。

日程第3

議案第41号・工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(建築)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議員各位の皆さん、こんにちは。提案理由説明の前に、本日は第3回臨時議会を招集いたしましたところ、全議員お揃いで有難うございます。

私の出張の日程の都合によりまして、午後の開会となりましたことに皆さんたくさんのご配慮を賜りまして、感謝申し上げます。

それでは、議案第41号・工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(建築)」について、次のように契約額を変更したいので地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、伊是名村役場庁舎新築工事(建築)。2. 契約済金額、4億6,992万円。3. 元契約に対する変更増額5,104万円。4. 変更契約金額5億2,096万円。契約の相手方、株式会社明成建設。

令和5年7月13日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、伊是名村役場庁舎新築工事(建築)の請負契約の変更については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出いたします。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番(伊禮正徳議員)

今回、改定契約、確か2回目だと思いますが、参考のためにちょっと教えて下さい。3ページ、工事概要をご覧ください。小学校や中学校の大型工事がある、建築のやり方が以前にも聞いたんですが、一番最後の変更内容のその他の経費というのがありますけれども、渡航費、宿泊費、既に2年前からそのようになるということは想定していますが、前回も2~3カ月ぐらい残して、最終小学校あたりあったので、今回1カ月ぐらいまた残っているわけですが、その辺りは前回聞いたとき、精算で行うということがあったんですが、これも同等にこの2カ月分は7月分ですか、いま6月までの精算になっているはずですが、都合1カ月分は後程契約するのかどうか、その辺りを教えて下さい。

そして、その他経費というのがこの5,000万円のうち今回いくらぐらいの額になっているのか、これは村の経済効果の参考のためにも教えていただきたいと思って、その2点を教えて下さい。

議長(潮平そのみ)

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長(濱里 篤君)

それでは、正徳議員の質疑にお答えしたいと思います。今回のその他の経費、令和5年の6月までということで、現在、精算のために行っておりますが、6



月で締めて契約するという方向で業者との調整は終わっておりますので、今回6月までということにしております。

それから、その他経費の宿泊、渡航費についてですが、税抜きの価格で4,048万3,445円ということで、延べ人数が5,946人ということでの契約の内訳となっております。以上です。

追加でご説明したいと思います。税抜き金額で4,048万3千円となっておりますが、税を含みますと4,453万1千円余りということになります。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

課長、いま2点目の6月で終わりということですか。6月で締めたということ聞いていますが、この契約工事は7月までですよ、この工事は終わっているんです。

それといま4,000いくらかか言っていますが、この会計は5,100万円ですけれども、この工事内容は直接仮設工事、内外塗装工事等々が入っているはずですが、4,000万円余りが宿泊費ということでのいま計算の説明でしたよね、渡航、宿泊費だけもう一度教えて下さい。いま6月で工事は終わったということで聞こえました。その2点をもう一度お願いします。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

お答えいたします。いま残工事をやっております、ほとんどの労働者がいま島外にっておりますが、一部残工事やっているとあります。それで内容としましては、共通仮設費と現場管理費ということでトータルが。

今回、契約額5,100万円の増額でございますけれども、税抜きになると4,636万3千円になりますので、先程の4,453万1千円が税込みの価格となりますので、その差額が他の工事のものでいきますと、221万5千円ぐらいということになります。以上です。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後 2 時 5 6 分

再開 午後 2 時 5 8 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

8 番、伊禮正徳議員。

8 番（伊禮正徳議員）

約 4,000 万円余りの宿泊費ということになりますが、やがて完成間近となっていますけれども、いま 6 月、7 月の精算は明確でないような感じの説明にみられますが、私も時間ないので、これで質疑終わりですから、精算がないということで、しかし、ある部分何名かは工事をしている。ということは、その人たちはここに宿泊しなくて精算しないんですか。その辺りが私は聞きたくて、その人たちのものはどうするんだということを聞いていますが、そこがちょっと明確でないです。

以前、2～3 カ月分残ったものは、議会に提案される額ではないはずですから、改定契約がされるということを聞いています。ですから、それもそうだったら、そうだということをお答えればいいですよ。予想がいくらぐらいであって、1 カ月ぐらいなはずですから、それを改定契約にしますよということで、いくらぐらいだったのか、その額を知りたいだけです。

そして、皆さんこの契約工事、いま課長からも出たんですが、仮契約してから既に 1 カ月なるわけですね、1 カ月間も経ってから、本会議に提案されています。わずかあと 2 週間もすれば終わる工事ですよ、もう少し早めに心掛けた方がいいかなと思いますので、その辺りは今後ご協力をお願いしたいと思います。最後に課長の方からお願いします。以上です。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

お答えいたします。議員がおっしゃるとおり、精算あと一月間ありますけれ

ども、それについては金額的にも400万円にいかないというところがありますので、精算をして改定の契約でまた報告になろうかというふうに思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号・工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(建築)」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号・工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(建築)」は、原案どおり可決されました。

日程第4

議案第42号・工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(電気設備)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、議案第42号・工事請負契約の変更について説明いたします。

伊是名村役場庁舎新築工事(電気設備)について、次のように契約額を変更したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、伊是名村役場庁舎新築工事(電気設備)。2. 契約済金額、2億3,083万7,200円。3. 元契約に対する変更増額566万2,800円。4. 変更契約金額2億3,650万円。5. 契約の相手方、株式会社 山川電気。

令和5年7月13日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、伊是名村役場庁舎新築工事(電気設備)の請負契約の変更については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出します。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号・工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(電気設備)」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第42号・工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(電気設備)」は、原案どおり可決されました。

日程第5

議案第43号・工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(機械設備)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

それでは、議案第43号・工事請負契約の変更について

伊是名村役場庁舎新築工事(機械設備)について、次のように契約額を変更したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、伊是名村役場庁舎新築工事(機械設備)。2. 契約済金額、

1億2,991万円。3. 元契約に対する変更増額605万円。4. 変更契約の金額1億3,596万円。5. 契約の相手方、ヤシマ工業株式会社。

令和5年7月13日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、伊是名村役場庁舎新築工事(機械設備)の請負契約の変更については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出します。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号・工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(機械設備)」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第43号・工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(機械設備)」は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第44号・工事請負契約について「定住促進住宅(内花地区)2号棟建築工事(R4線)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

それでは、議案第44号・工事請負契約について

定住促進住宅(内花地区)2号棟建築工事(R4線)について、次のように工事

請負契約を締結したいので地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、定住促進住宅(内花地区)2号棟建築工事(R4線)。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約金額5,830万円。4. 契約の相手方、株式会社 山口建設。

令和5年7月13日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、定住促進住宅(内花地区)2号棟建築工事(R4線)の請負契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出します。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号・工事請負契約について「定住促進住宅(内花地区)2号棟建築工事(R4線)」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第44号・工事請負契約について「定住促進住宅(内花地区)2号棟建築工事(R4線)」は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第46号・工事請負契約について「消防団活動拠点施設建築工事」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

休憩します。

休憩 午後 3 時 1 0 分

再開 午後 3 時 1 1 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

村長（奥間 守君）

議案第 4 6 号・工事請負契約について

消防団活動拠点施設建築工事について、次のように工事請負契約を締結したので地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、消防団活動拠点施設建築工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約金額 9, 1 3 0 万円。4. 契約の相手方、株式会社 東開発。

令和 5 年 7 月 1 3 日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、消防団活動拠点施設建築工事の請負契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 4 7 年条例第 3 1 号)第 2 条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出します。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。5 番、東江源也議員。

5 番（東江源也議員）

ちょっと確認の上でなんですけど、今回の工事もほとんど島外の業者だと思うんですが、この指名に島内関係の業者が何社ぐらい指名業者だったのか、具体的に名前はいいですので、数だけ教えて下さい。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

お答えいたします。伊是名村の業者、何業者入っているかということでございますが、契約金額からいきましても特 A クラスになりますので、伊是名村の

登録されている業者は1社ということになります。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後3時14分

再開 午後3時16分

議長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑ありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

1点伺います。この建物、約6メートルぐらい図面にあるんですけど、私2年前だったでしょうか、3年前だったでしょうか、役場を建設するにあたってヘリポートの件をお伺いしました。以前、高さ何メートルまでという制限があったらしいんですけど、今回、役場ももちろん高さは正確にはわからないんですが、その図面を見た限りは6メートル、ヘリポートとの関連、これ消防の方にはヘリポートとか、アンテナ関係は立たないんですか。そのあたりを教えてください。ヘリポートには全く影響ないということを確認したいと思います。

議長（潮平そのみ）

企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

お答えします。建物の図面添付させておりますけれども、高さが5メートル65ということであります。この鉄塔云々ではなくて、設備としてテレビアンテナがあります。

それとヘリポートとの関係ですけれども、ヘリポートを図面に円を描いているかと思うんですけども、外側の線は10メートルということで、この高さ制限、何メートルまで建てるものというのがありますけれども、これには抵触しないということであります。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）



質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号・工事請負契約について「消防団活動拠点施設建築工事」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第46号・工事請負契約について「消防団活動拠点施設建築工事」は、原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第47号・工事請負契約について「内花区地域活動拠点活性化施設新築工事」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第47号・工事請負契約について

内花区地域活動拠点活性化施設新築工事について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、内花区地域活動拠点活性化施設新築工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約金額1億8,579万円。4. 契約の相手方、株式会社東開発。

令和5年7月13日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、内花区地域活動拠点活性化施設新築工事の請負契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出します。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

内花公民館、大方公民館と言っているんですが、築40年近くになりますかな、新しく施設ができるということで住民が期待をするものですから、これ解体工事はどうなっておりますか、お伺いします。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

解体工事については、既に発注済みで、ある程度、中身をいま点検して、先週、アスベスト除去をやって、来週辺りから本格的な解体に入っていく予定です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号・工事請負契約について「内花区地域活動拠点活性化施設新築工事」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号・工事請負契約について（内花区地域活動拠点活性化施設新築工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第48号・工事請負契約について「内花区地域活動拠点活性化施設電気設備工事」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第48号・工事請負契約について

内花区地域活動拠点活性化施設電気設備工事について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、内花区地域活動拠点活性化施設電気設備工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約金額6,105万円。4. 契約の相手方、株式会社 山川電気。

令和5年7月13日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、内花区地域活動拠点活性化施設電気設備工事の請負契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出します。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、高良真伊議員。

1番(高良真伊議員)

今回の臨時議会で先程の新築工事と今回、電気工事が議案として挙がっていますが、庁舎とかでは機械設備とかがあるんですけど、この内花の公民館では、機械設備というのはないんでしょうか。

議長(潮平そのみ)

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長(神田宗秀君)

お答えいたします。議員おっしゃるとおり、機械設備工事もこの電気設備工事と同時に入札の方を行ったんですが、入札不調ということで、再度、いま指名委員会の方に新たに指名業者選定をお願いして、来週辺りぐらいにまた新たな指名業者の方に現場説明の方を行って、再度また入札を行っていく予定でございます。

議長(潮平そのみ)

1番、高良真伊議員。

1 番（高良真伊議員）

どのように工事がずれるか私わからなくてちょっと教えてもらいたいんですけど、新築、建築工事していく中で、電気設備の工事の兼ね合い出てくるかなど素人的には思うんですけど、そういった面は出てきますでしょうか、教えて下さい。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、神田宗秀君。

農林水産課長（神田宗秀君）

お答えします。議員おっしゃるように、当然、建築、電気、機械も兼ね合いは出てきます。それで急ぎ来週辺り早急に業者決定して、なるべく早くできればと思っております。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号・工事請負契約について「内花区地域活動拠点活性化施設電気設備工事」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号・工事請負契約について「内花区地域活動拠点活性化施設電気設備工事」は、原案のとおり可決されました。

次の日程に入る前に地方自治法第117条の規定により、私潮平そのみ及び高良真伊議員は除斥の対象となりますので、退席します。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時31分

再開 午後3時32分

副議長（伊禮正徳）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10

議案第45号・工事請負契約について「伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事(R5)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第45号・工事請負契約について

伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事(R5)について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事(R5)。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約金額1億98万円。4. 契約の相手方、株式会社 高宝建設。

令和5年7月13日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事(R5)の請負契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出いたします。以上、ご審議よろしく申し上げます。

副議長（伊禮正徳）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

この水道施設なんですけど、一括で1億円余りのものが出ているんですけど、以前も質問で言っていたんですけど、3つとか分けて区割りすれば島の業者も3社、4社あたりに分けて工事も請けると思うんですけど、そういう考えはなかったのか。こういう布設替工事は意外と島の業者でも工事できると思うんですけど、その辺どういうふうにしたのか教えて下さい。

副議長（伊禮正徳）

副村長、高良和彦君。

副村長（高良和彦君）

今回の水道工事に関しましては、その前にAクラス以外の工事については、10何件か工事も既に発注してしまっていて、Aクラス、特Aの仕事がなくて、今回は一括の発注ということになっております。

副議長（伊禮正徳）

5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

Aクラスの工事がなかったと言うんですが、それなりに工事、今年はなかったかもしれないんですけど、たくさん見渡したら取っていつているところもかたよってくると思うんですが、もうちょっと小さな建設会社でも分けてやれば、一つじゃなくて、二つも三つも取れるように行政は努力した方がいいと思うんですが、その辺、今後十分考えて検討してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

副議長（伊禮正徳）

副村長、高良和彦君。

副村長（高良和彦君）

今回、指名委員会の中でもいろいろ審議はしました。そして今回はそういうふうに出したんですけれども、次、今後、後期、伊是名線が入ってきますので、区分けしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

5番（東江源也議員）

なるべくそういうふうにして下さい。以上です。

副議長（伊禮正徳）

他に質疑ありませんか。6番、上原長良議員。

6番（上原長良議員）

今回の配水管布設工事は伊是名地内ということになっておりますけれども、今後の工事の予定といたしますか、計画を説明していただきたいと思っております。

副議長（伊禮正徳）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

水道の本管の布設替工事でございますけれども、いま現在、伊是名区のクシヒンと呼ばれる場所、そこのラインを予定しております。さらに、今後、給水栓の工事もありますので、公民館よりもまた南側の方も工事を次年度に向けて進める予定でございます。

その内花地区、勢理客地区については、設計を行いまして発注に向けていきたいというふうに考えております。

副議長（伊禮正徳）

6番、上原長良議員。

6番（上原長良議員）

最後がちょっとということになっておりますけれども、最終年度と言いますか、最後の完成はいつ頃になるか説明をお願いします。

副議長（伊禮正徳）

建設環境課長、濱里篤君。

建設環境課長（濱里 篤君）

お答えいたします。いま現在、実際1年ほど遅れた形で工事の発注になっておりますので、今後はまた県と調整しながら、事業年度を延ばして予算の獲得に努めていきたいなというふうに考えております。

副議長（伊禮正徳）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号・工事請負契約について「伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事（R5）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号・工事請負契約について（伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事（R5））は、原案のとおり可決されました。

それでは、潮平そのみ議長、及び高良真伊議員の除斥を解除します。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時41分

再開 午後3時42分

議長（潮平そのみ）

再開します。

日程第11

議案第49号・村長、副村長及び教育長の給料月額の特例に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは提案議案の説明の前に一言お詫び申し上げます。

小学校校舎改築工事においては、補助金が予定していた見込み額どおり交付されなくなりました。その未済額分については、村単費で対応しなければならなくなり、そのことについては議員全員協議会においてご説明したとおりでございます。

補助金が該当しないということが早くわかっておれば、起債の変更等を行うなど対処ができたところではありますが、時機を逸してしまい、その補填を決算剰余金で対処したところでもあります。

そのようなことから村財政が厳しい中、予算執行において、村民に多大な迷惑をおかけしたということを真摯に受け止めて深くお詫び申し上げます。

今後このようなことがないよう、職員一同さらに気を引き締め、村民サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明をいたします。

議案第49号・村長、副村長及び教育長の給料月額の特例に関する条例。



村長、副村長及び教育長の給料月額の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

令和5年7月13日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、令和4年度伊是名村一般会計予算の執行において、村民に対しご迷惑をおかけしたことを重く受け止め、管理監督責任として、村長及び教育長の給料を3カ月間100分の10、副村長の給料を3カ月間100分の3を減額する措置を講ずるため、この条例案を提出いたします。

次のページに条例がありますけど、その条例の施行期日は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行するということになります。

そして、この条例の失効についてなんですが、令和5年10月31日限り、その効力を失う。以上の内容となっております。よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから原案について質疑を行います。質疑ありませんか。1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

質問させていただきたいのですが、今回のこの件に関して、先程、村長は職員一同、気を引き締めと述べられておりましたが、今回この件に関して職員は訓示等によって周知されているのか、確認させて下さい。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

今回の村長、副村長、教育長の給料月額を減額するということについては、課長の皆さんは周知しております。その場で課長の皆さんは、今後、職員にもそういうことを周知して、二度とそういうことがないように、また職員にも寄り添ってお互い意見交換、コミュニケーションをとって、いい方向に進むようお願いしますということはしております。

職員についての意識改革とか、そういうことについては、4月の村長訓示の中でもそういうことは述べてきており、村民福祉の向上のためにみんな頑張る

ようにということで訓示したところであります。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

今年度の施政方針でも村長が述べられたように、職員の意識改革や政策形成能力向上に向け取り組んでまいりますと、これは前前田政義村長も度々施政方針で述べられております。

多額な予算手続きミスと言うんですか、そういったことで補助金申請該当しなかったということで、報告、連絡、相談、コミュニケーション、先程、村長も述べられたように、そういった報告、連絡、相談がスムーズに行える職場の環境も大切だなというのは、皆さん重々承知だとは思いますが。

村長、行政のトップではあるんですけど、行政のトップが隅々まで仕事の内容を理解するというのはなかなか厳しいことではないかなと私は思うんです。

村長の仕事は、判断して決断するというのが大きな仕事の一部かなと思いますので、担当課長、また、その下の職員が仕事を十分理解して、村民の福祉向上に寄与するように頑張ってもらいたいと思います。

あと県内でも他の市町村、似たような事例と言いますか、参考になるような、マイナスな面ですけど、勉強できる事例が度々起こったり、県職員でもあったりしますので、私は監査でも職員の皆さんが研修等で出張に出ているのは十分理解してはいるんですけど、こういったちょっとした事例からでも学ぶことがあると思いますので、今後はそれを学びに活かしていただきたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

ただいま真伊議員からあったように、こういったいまのようなことが起こったのは、村役場の横の連携がしっかりとできてないからだだったと思うんですけど、その横の連携さえしっかりとしていれば、こういったことはなかったんじゃないかなと、その辺、村長はどういうふうに考えていますか、よろしくお願

します。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

今回の件で、私、横の連携ができなくて、そういう事例が発生したとは思っておりませんが、今回の事例、担当課の職員も全部補助事業で該当するというたぶん思い込みもあったものと私は理解しております。

そういうことで、先程も言ったように、もっと早めにそのことがわかっているならば、それはまたお互い横の連携を取って起債の変更とか、そういうのもできたのかなというふうに思っております。

各課において、課長を中心に業務を推進していかなければならないんですが、だから課長もまた補佐等もちゃんとお互いにおっしゃったように横の連携が必要だと思っておりますので、小さなことでも先程、真伊議員からもありましたように報告、連絡はぜひ必要ではあるというふうに機会あるごとにそういうことは言っているつもりではあります。

今後は、さらにその辺は気を引き締めて、また職員にも周知して、そういうことがないような方法を検討してまいりたいと、そういうふうに思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

村長はいま横の連携ができていると思っているとおっしゃいましたが、まさに横の連携ができているのであれば、その担当だった方は誰かに相談する。相談していけば、自ずと道は開けてきていたと私は思うんですけど、これは横の連携と私は言うと思うんですけど、そういう意味で、もうちょっとしっかり相談するなり何なり、わからないことは、どうした方がいいかという相談とか、こういったことをしっかりさせるような職員教育に努めてもらいたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑はありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

私は、議案第49号・村長、副村長及び教育長の給料月額の特例に関する条例について修正の動議を出したいと思うんですが、いかがですか。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後3時53分

再開 午後3時54分

議長（潮平そのみ）

再開します。

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

今回の件、いまいろいろ質疑がありましたけれども、私の方では遡っている話すことはしませんが、今回の提案理由なんですけれども、村長、早々の決断と自己責任を取るという形で提案されていますが、今回、村長と教育長は100分の10ですか、そして副村長が100分の3となっていますけれども、副村長の場合は、まだ2カ月ぐらい経っての私たちに説明があったということで、もちろん職員から副村長になったのが、その辺りがどういう判断で100分の3になっているのか、そして村長と教育長は100分の10に決断したのか、その辺りちょっと教えて下さい。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

今回の処分にあたっては、関係者集まってもらって協議いたしました。そういう事例が前回、職員のもので前村長、副村長の3カ月、100分の5を減じた事例がありましたけれども、それ以外にはなくて、他市町村あたりにもあるのかなと、そういうのも調べたんですが、なかなかそれもなくて、率に関してはその協議の中でこれだけにしようということで決まりました。

ただ、副村長については、4月からだし、副村長は除いてもいいんじゃない

かなという話もあがりまして、私もその提案はしたんですが、副村長自ら私はいいいすという言葉いただきましたので、今回そのように提案させていただいたところであります。

我々、議会の全員協議会の中では懲戒処分とか、そういう言葉も私、耳に入ってきたんですが、今回の仕事に関しては、村の懲戒処分の基準等がありまして、その中には該当しない部分があります。職員が懲戒処分を受けたときに、我々また監督責任としての処分の仕方もあるわけなんですけど、今回はそういう事例にも当てはまらなかったんですが、こういうことで今後のためにも我々上が責任を示してやったら、職員のまた今後の仕事の向き方の警鐘になるのかなという思いもありました。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

今回、ようやく三役、三役いなくても三役と呼び方しているわけですけども、高良副村長においては就任早々から直面したのがこの問題であり、私たちは、三役という形で責任を村長は判断すべきだと思って、2～3日前に議案書を見て条例改正ということで早々の決断だなあと、そして副村長も理解されて責任を取るということをいま確認されていますので、どうか今後そういう形が取られましたことは私は評価してはいますので、ぜひ今後また気をつけられて一緒に頑張っていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、東江清和議員よりお手元に配りました修正の動議が提出されています。よって、これを本案と付せて議題とし、提出者の説明を求めます。

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

それでは議員発議ということで、修正動議を全協に諮らいまして取り上げていただくようになりました。読んで説明をいたします。

伊是名村議会議長 潮平そのみ殿。発議者、伊是名村議会議員 東江清和。  
議案第49号・村長、副村長及び教育長の給料月額の特例に関する条例に対する修正動議であります。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則17条第2項の規定により、下記のとおり修正案を添えて提出いたしました。

その内容、修正案、議案第49号・村長、副村長及び教育長の給料月額の特例に関する条例に対する修正案を出しておりますので、この修正案が議案第49号・村長、副村長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を次のように修正する。

村長がいま既に出されている条例は皆様手元にありますので、第2条の中で副村長を削ると。及び第1条中でコンマ副村長を削る。第2条中、コンマ副村長及びコンマ副村長の100分の3を削るといふことの修正案を出しております。

提案理由といたしましては、村長の提案理由の中にもありましたが、管理監督責任として副村長を含めておりますが、副村長人事は令和4年5月1日から、正式には副村長を奥間村長が辞任してから、令和4年5月から令和5年3月31日までの11カ月間は、副村長は任命されてないわけです。要するに不在になっております。伊是名村では、副村長その時は不在となっている。任命されていないんです。

現副村長は令和5年4月に就任であり、先程言ったこの期間中、伊是名小学校校舎建設工事に係る管理監督責任者にはあたらない。ということは、この工事期間中、この事由というのは令和4年から始まって令和5年で事業が完工すると、一部繰越はありますけど、その間は、いまの現副村長というのは、一般管理職であったわけです。議会事務局長という一般管理職でありました。

そういうことであって、管理監督責任者には当たらないということでありませう。そういうことでありまして、例えば責任のない人にペナルティーを与えるというのはどうなのかということで、この案を出しておりますので、ひとつご

検討よろしくお願いたします。以上です。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから修正案について質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休憩 午後4時04分

再開 午後4時05分

議長（潮平そのみ）

再開します。

これから修正案について質疑を行います。質疑ありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

今回の修正動議ですけれども、東江議員がおっしゃるとおりではありますと私も思うんですが、そうすると、この議案というのが私たちに入ってきたのは確か5月15日でしたね、そしてその間、よく聞きましたら職員の方は中堅クラスでベテランで私はあると信用していて、土木とか、建設とか、こういう工事とはちょっと変わった形で、教育委員会の文科省の工事では小学校建設だったんですけれども、それもうまく補助金申請もして、順調に行って実績報告の段階でできたということになっているわけです。

そういうことでありまして、この観点はもちろんいま修正は副村長の件ではありますけど、そうすると、村長はもちろん引継ぎして村長になっていて、昨年の9月、10月からになっているわけですから、前村長からも引継ぎされているの責任という形で捉えております。

副村長の場合は、4月1日から副村長になっています。それで三役という形での責任はまだ清算も全部6月で決算を切るまでその間、事例が発生していますから、十分責任は取るべきだということで、副村長の計らいも100分の3を取っての村長の同意のもと副村長は責任を取るということになっているはずです。私は妥当なことではないかなと思っています。このことについて東江議員いかがでしょうか。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

妥当というのは、削るということが妥当だということでしょうか。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

修正をする必要はないんじゃないでしょうかと思って、はっきり申し上げまして、村長が提案されたとおりの原案が妥当だと思っていまして、修正にはあたらぬのではないかなと思いますが、どうですか。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

問題の中身を掘り下げて検討しますと、現副村長は一般職からスルーして特別職に任命されているわけですよ。その前の段階では、副村長はいなかったわけです。

ですから、副村長という引継ぎも何もない。当然、村長一人でやっているわけですから、村長が選任任命しているわけですから、そこら辺は一般職であると。普通、一般的に私たち掘り下げて考えますと、三役というのは普通客観的に三役と言います。三役と言いますけど、その当時、工事期間に三役はいないわけです。というのが一番の問題、これは私の提案理由の中の考えですよ。要するに、仕事に関係してないときに、こういうペナルティーを負わせるということ自体が議会人として、良識人として、ちょっと私は欠けるということをお願いいたします。

要するに、関係のない人たちにもペナルティーを巻き添えにするのはどうですかということ私言っていることですから、これを理解していただければと思います。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。



8 番（伊禮正徳議員）

おっしゃることは理解はもちろんですけれども、先程、質疑を村長にやったときに、思ったとおりの責任は三役で取るということでお互いにされていて、いまの話も副村長の責任はないんじゃないかということも協議をしてあったということを村長はおっしゃっていました。しかし、それをあえて村長は、こういう形で副村長も責任を取るということで、東江議員が申し上げたとおり、関係ないと言えば関係ないかもしれない。しかし、私は村民から見たら、4月に就任した以上は三役だということで、この事例も副村長は直面しているわけですから、そこに対する対応もしなければいけないと私は思います。

その分は、ぜひそれを踏まえて、あえて100分の3の方に配慮していることもあるんじゃないかなと思って、今回はあえて掘り下げて、さらに職員の懲罰とか、そういったことまではいかずして、三役で責任を取るんだということだと理解していますので、私はいまの修正案ではなくて、原案の方が妥当かなと思いますので、その辺りはよろしくお願ひしたいと思います。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。5番、東江源也議員。

5 番（東江源也議員）

この問題は、責任の取り方を言っていると思うんですけど、現副村長は当時携わってなかったから責任はないんだという考えもあるかもしれませんが、一般企業とか、どこの社会でもこういった不祥事とかあった場合には、トップが責任を取るのは当然だと思うんです。

だから村長、副村長、三役が揃ってどういう形で責任を取るかはいま示したとおりなので、別に責任の取り方はそれで私は妥当だと、あっていると思うんですが、その辺、清和議員は、この責任の取り方自体がおかしいと言うんですが、一般には普通トップがいつも新たに就任しても、そのときのトップが責任を取るのが当然だと私は思っています。その辺どうですか。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2 番（東江清和議員）

これは先程も述べたとおりで、客観的には村のトップと言えば三役と、これは客観的な呼び方ですけど、その当時は、三役は村長、教育長二人しかいないわけです。

前田村政もそれに関わっての事業ではあるんですが、当時の副村長が村長に立候補するそのときから新しく村長、副村長を任命するまでは不在ということであるわけですから、全く仕事に携わってないということが私の考えなんですけど、そこは民間の企業との考え方と行政人の考え方には、そのずれは私はあると思います。ぜひ、その間は、責任は負わされないと、私の考えですよ。関係ないわけですから、負わすべきではないんじゃないかという考えです。

議長（潮平そのみ）

5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

いま清和議員がおっしゃるとおりであれば、現村長も前田村長からの引継ぎであるので、清和議員の言い方だと、前・前田村長も何らかの責任を取らさないといけないという形になると思うんですけど、どうですか、違います。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

これは私の考えからしますと、私はそこまでは踏み込みたくはないわけですけども、この事業費からしまして、5億1,000万円補助金が入るのが4億1,000万円、約1億1,000万円の歳入未済額、単費から繰越しないとできないという現実の問題があるわけですから、そこは前田村長も責任はないと言えどどうですか、これはあくまでも議員としての私の考えです。議員の皆さんが百条委員会を設置して、原因追及する云々であれば、当然、前田村長まで及ばないとも限らないと思います。

これはまた監査委員がどういうことを結論出すか、あるいは村民がどういう判断をするかということは、これは後々の問題だと思います。

島外には伊是名村では1億1,000万円、1億円余りのお金の額、学校建設事業に穴があいたという噂は既に出てはおるわけですから、これは耳にします。

こういう問題があるわけですから、私たちはこの事態にも対処できるような、議会人として適切な判断をするには、いまの副村長は除外すべきではないかということを行っているわけです。以上です。

議長（潮平そのみ）

5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

平行線のままだと思いますので、これで質疑を終わります。あとは採決に任せます。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから原案に賛成者の討論を行います。討論ありませんか。

休憩します。

休憩 午後4時17分

再開 午後4時19分

議長（潮平そのみ）

再開します。

これから原案に賛成者の討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから原案に反対者の討論を行います。討論ありませんか。

休憩します。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時23分

議長（潮平そのみ）

再開します。

これから修正案に反対者の討論を行います。討論ありませんか。5番、東江源也議員。

5 番（東江源也議員）

修正動議案に反対の討論をいたします。責任の取り方としては、給与減額率はともかくとして、責任の取り方は三役が責任を取るとするのは妥当だと思いますので、清和議員の修正動議には反対といたします。

議長（潮平そのみ）

他に討論ありませんか。8 番、伊禮正徳議員。

8 番（伊禮正徳議員）

今回、修正動議に反対の討論を行います。村長は実質的な責任の取り方として三役を提案されております。私はこの方が妥当だと思って、修正動議には値しないものだと思っていますので、よって修正の動議の件については、反対といたします。

議長（潮平そのみ）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから修正案に賛成者の討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 49 号・村長、副村長及び教育長の給料月額の特例に関する条例についてを採決します。

まず、本案に対する東江清和議員から提出された修正案について起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は、起立願います。

（起立少数）

起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

原案に賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、議案第 49 号・村長、副村長及び教育長の給料

月額の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会で議決されました事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和5年第3回伊是名村議会臨時会を閉会します。

閉会(午後4時27分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

会議録署名議員

会議録署名議員